

【ABC 消費者情報 Vol. 198】

◎ 「消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律」、「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律」の施行等について

○ 靈感等による知見を用いた勧誘による消費者被害の深刻化に対応するため、また、寄附の不当な勧誘による被害の救済、再発防止のため、関係法が令和 4 年 12 月 10 日に成立し、一部の規定を除き令和 5 年 1 月 5 日に施行されました。

○ 靈感商法や高額献金等でお困りの方を対象に相談窓口情報をご案内するフリーダイヤルが開設されています。

・ 法テラス「灵感商法等対応ダイヤル」： 0120-005931

○ 詳しくは消費者庁等ホームページをご覧ください。

・ 消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_system/consumer\\_contract\\_act/2022\\_contents\\_002/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/consumer_contract_act/2022_contents_002/)

・ 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_system/other/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/other/)

・ 「灵感商法等対応ダイヤル」の開設について（法テラスホームページ）

[https://www.houterasu.or.jp/houterasu\\_news/osirase20221114.html](https://www.houterasu.or.jp/houterasu_news/osirase20221114.html)

■ バックナンバーはこちら

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/shimin/shiminbunka/syouhi/kurashi/shohisekatsu/koho/abc/backnumber.html>

【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター  
〒892-8677 鹿児島市山下町1-1番1号  
電話 099-808-7512